

函館市縄文遺跡群保存活用協議会設置要綱

(設置)

第1条 函館市の史跡垣ノ島遺跡および史跡大船遺跡（以下「縄文遺跡群」という。）の保存および活用を推進するため、函館市縄文遺跡群保存活用協議会（以下「協議会」という。）を設置し、組織について必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 縄文遺跡群の保存および活用に関する事項
- (2) 縄文遺跡群の周辺の保全に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は会長、副会長および委員をもって構成する。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は協議会を代表し会務を総理する。
- 4 委員は別表に掲げる組織に属する者とする。ただし、必要に応じて会長が指名する者を委員とすることができる。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任することができる。

(会議)

第5条 協議会は、会長が必要に応じ招集する。

- 2 会長は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、説明または意見を求めることができる。
- 3 副会長および委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、函館市教育委員会生涯学習部文化財課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月29日から施行する。

別表

函館市縄文遺跡群保存活用協議会委員

役職	部門	所 属	備 考
委員	民間	道南縄文文化推進協議会	活用, 観光振興
委員	民間	一般財団法人道南歴史文化振興財団	活用, 調査・研究
委員	民間	北の縄文CLUB	活用
委員	民間	函館商工会議所	観光振興, 地域振興
委員	民間	函館国際観光コンベンション協会	観光振興
委員	教育	函館市小学校長会	活用, 教育活動
委員	教育	函館市中学校長会	活用, 教育活動
委員	教育	北海道南茅部高等学校	活用, 教育活動
委員	地域	南茅部町内会連合会	地域振興, 保存
委員	地域	臼尻町内会	地域振興, 保存
委員	地域	大船町内会	地域振興, 保存

※会長, 副会長 委員のうち1名